



平成 21 年9月4日

各 位

会 社 名 株式会社ア イ・ピ ー・エ ス  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 寛  
(JASDAQ・コード4335)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 久下 直彦  
電 話 078 - 361 - 0040

## 取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する

### 報酬等の額および具体的な内容決定の件

当社は、平成 21 年9月4日開催の取締役会において当社の取締役、監査役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、それらの者と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、当社取締役および監査役に対する報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることの承認を求める議案について、平成 21 年9月 29 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 当社取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、取締役は年額1千5百万円、監査役は年額5百万円を上限として設けることとする。
2. 当社取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下のとおりとする。
  - (1) 新株予約権の総数  
取締役の場合:150 個を1年の上限とする。  
監査役の場合: 50 個を1年の上限とする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、本総会後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
  
調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
なお、新株予約権の目的である株式の総数は、取締役の場合 150 株を1年間の上限とし、監査役の場合 50 株を1年間の上限とする。ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に上記(1)記載の新株予約権の上限数を乗じた数を、それぞれ上限とする。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は割当日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)におけるJASDAQ証券取

引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値、または割当日の前営業日の終値(当該営業日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額(1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。)とする。なお、割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(4)新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から6年以内の期間を新株予約権発行に係る取締役会決議時において定める。

(5)新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上